

多賀城市監査委員告示第21号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市長から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年8月25日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

- 1 監査対象部署
上下水道部
- 2 監査結果の報告日
令和3年7月27日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日
令和3年8月5日
- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和3年6月30日
- 3 監査対象部署 施設整備課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	起案文書について、規程に基づく処理がされていないものが見られた。	決裁年月日を記入していない原議が数件見受けられたため、確認し記入した。 今後の対策として、文書管理規程第22条第1項の規定に基づき、適切に処理するよう担当職員だけでなく、所属職員全員へ注意を喚起した。